

健保組合からのお知らせ

1 来年度の保険料納入通知書 (公告第473号 公告責任者/斉藤紀夫)

任意継続ならびに特例退職被保険者の方々には、来年度(2011年4月～翌年3月)の健康保険/介護保険料の納入通知書を3月初旬に発行いたします(但し、特例退職被保険者で口座自動引落としの方は除きます)。

- 納付方法に応じた毎月払い(任意継続のみ)/一年分前納/6カ月分前納の通知書を一括してお送りします。
- 特に6カ月分前納の方は、半年後の納付期限をお忘れがちです。ご注意ください。他の納付方法に切り替えを希望される場合は健保組合(03-5614-6441)までお知らせください。

● 特例退職被保険者

規約により平成23年3月分納付保険料から、特例退職被保険者の保険料を算出する標準報酬月額が340,000円となり、据え置きとなります。保険料(月額)は右記のとおりです(65歳以上の方は健保組合から介護保険料を徴収していません)。

	標準報酬月額	健康保険料	介護保険料	合計
平成23年2月まで	340,000円	19,720円	3,060円	22,780円
平成23年3月より	同上	同上	同上	同上

※特例退職被保険者の保険料は、次のように規定されています。「前年9月30日における全被保険者(特例退職被保険者を除く)の標準報酬月額と、前年の全被保険者に支払われた標準賞与額平均額の1/12との合算額の1/2の額の範囲内で定められます。」

● 任意継続被保険者

平成23年度の健康保険料の上限額は、500,000円で据え置きとなります(40歳未満の方は介護保険料は発生しません)。保険料(月額)は右記のとおりです。

	標準報酬月額	健康保険料	介護保険料	合計
平成23年2月まで	500,000円	29,000円	4,500円	33,500円
平成23年3月より	同上	同上	同上	同上

※任意継続被保険者の保険料は、次のように規定されています。「退職時の標準報酬月額か、前年9月30日現在の当健保組合の、全被保険者の標準報酬月額の平均額を上限としたいずれか低い額。」

2 医療費控除のご案内

家族の年間の医療費が高額になると、税金が戻ってきます!

Q1 医療費控除が受けられるのは?

A1 医療費の総額が一定額を超えた場合です。

1月から12月までの1年間に、自己負担分として支払った本人および家族の医療費の総額が一定額(10万円または所得総額の5%のいずれか少ない方)を超えたとき、税務署に申告すると超えた部分について所得総額から医療費が控除され、その分にかかっていた税金(所得税)が戻ってくる場合があります。これが「医療費控除」とよばれる制度です。

Q2 医療費控除の対象となるものを教えてください。

A2 次の場合が当てはまります。

- 医師に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用(交通費)、往診費用
- 入院時の食事療養にかかる費用負担
- 歯科の保険外費用(特殊なものは除く)
- 妊娠時から出産までの診察と出産費用
- 老人保健施設、療養病床の利用料(介護費・食費・居住費の自己負担分)
- 特別養護老人ホームで受けた介護費・食費・居住費の自己負担分の半額 など

Q3 逆に、医療費の対象とならないものは?

A3 次のような場合です。

- 健康診断、人間ドックの費用
- インフルエンザ等の予防接種費用
- 健康維持のためのビタミン剤購入費用、美容目的の整形手術などの費用
- 単に体調を整えるためのマッサージ代 など

※対象となる範囲の細かい点は、事前に税務署に相談しておくといでしょう。

Q4 医療費控除の計算方法を教えてください。

A4 次のような計算方法になります。

1年間に支払った医療費 家族のために支払った分を含む	-	健保給付金や保険などで補填された額	-	10万円 または 所得総額の5% のいずれか 少ない方	=	医療費 控除額 年間 20万円が 限度
-------------------------------	---	-------------------	---	---	---	---------------------------------

● 確定申告時の「医療費通知」の使い方

確定申告で医療費控除を受ける場合、1年間に支払った額から「保険などで補填された額」を差し引くことになっています。当健保組合の場合は、自己負担額から各診療月の1人ずつ、入院・外来別の診療科ごとに25,000円を超えた部分を補填しています。

● 申告時に必要なもの

① 給与の源泉徴収票、② 印鑑、③ 医療費や通院費用などの領収書、④ 還付される税金を振り込んでもらう銀行口座番号などです。詳細は所轄の税務署等にお問い合わせください。